

## 回 答 書

冠 省

1 当職は、清水総合開発株式会社（以下、「当社」といいます）の代理人として、貴殿の2023年8月7日付け「西荻ご神木けやきの保存に関する要求書」（以下、「要求書」といいます）に対し、御回答申し上げます。

2 「1. 指導要綱違反1」について  
「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱」は、第7条において、「発注者等は、解体工事を行おうとするときは、当該工事の内容等について、…近隣住民に…説明しなければならぬ。」と規定し、第2条（4）において、その「解体工事」の定義として「建築物等のうち、…構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事及び改修工事をいう。」と規定し、更に第2条（3）において、「建築物等」の定義として「建築物、工作物その他施設をいう。」と規定しています。

樹木は、上記「建築物等」に該当しません。また、樹木の伐採は、上記「解体工事」が規定する工事内容に全く当てはまりま



せん。

従って、本件樹木の伐採は、指導要綱の適用外です。

なお、この点につきましては、貴殿ご自身も、要求書4ページ12行目において自認されておられます。

3 「2. 条例違反1」について

「杉並区みどりの条例」は、第9条において、「何人も、現存する樹木を保全するよう努めなければならない。やむを得ず伐採したときは、同数以上の樹木を植栽するよう努めなければならない。」と規定しています。

同条の規定は、上記のとおり、努力義務です。また、当社は、「杉並区みどりの条例」に則り、同数以上の樹木を植栽する予定としています。

4 「3. 指導要綱違反2及び条例違反2」について

要求書4ページ15～19行目に「法的には、樹木伐採は中高層建築物紛争条例に基づいて事前公開されるマンション建設計画に記載されるべきものであり」とありますが、同条例には、そのような規定はないと解されます。

以上

12-18



令和 5 年 8 月 1 0 日

東京都中央区京橋二丁目13番11号  
通知人 清水総合開発株式会社  
代表取締役 四元浩成

東京都中央区京橋2丁目11番5号  
パインセントラルビル9階  
小山田・菊池法律事務所  
電話 03-3564-3471  
FAX 03-3563-1804  
通知人代理人  
弁護士 菊池



東京都杉並区西荻北2-6-12-707  
熊本 一規様



この郵便物は令和 5. 年 8. 月 10 日  
第 18056 号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

